

新潟市バイオリサーチセンター使用料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき，新潟市バイオリサーチセンターの使用料の徴収を平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの期間，次のとおり委託したので同施行令第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 31 年 4 月 10 日

新潟市長 中原 八一

徴収事務を行なう場所	徴収事務受託者
新潟市秋葉区東島 316 番地 2 新潟市バイオリサーチセンター	NBRP 共同企業体 新潟バイオリサーチパーク株式会社 代表取締役社長 石黒 正路